2020 年 3 月 31 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号
三井不動産株式会社
代表取締役社長　菰田 正信

静岡県熱海市田原本町 9 番 1 号
株式会社エンゼルフォレストリゾートドゥーエ
代表取締役社長　田中 耕介

三井不動産株式会社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社エンゼルフォレストリゾートドゥーエ（以下「承継会社」といいます。）は、2019 年 11 月 7 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 3 月 31 日を効力発生日として、分割会社が、伊豆山別荘地および伊豆熱川別荘地に係る別荘地管理事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日
2020 年 3 月 31 日

２．分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割をやめることの請求)の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第 784 条の 2 但書きの適用があるため、分割会社の株主は、会社法第 784 条の 2 の規定により吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による株式買取請求権は発生しません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

本件吸収分割においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

本件吸収分割においては、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2019 年 11 月 15 日付で電子公告において、2020 年 1 月 30 日付で官報において債権者に対する公告をそれぞれ行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

３．承継会社における第 796 条の 2、会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割をやめることの請求)の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第 796 条の 2 但書きの適用があるため、承継会社の株主は、会社法第 796 条の 2 の規定により吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第 797 条第 1 項但書きに規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による株式買取請求権は発生しません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 1 月 30 日付で官報および日刊工業新聞において債権者に対する公告をそれぞれ行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社の本事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。これにより承継

した資産の額は2,954百万円、負債の額は1百万円（いずれも暫定値）です。

５．会社法第923条の変更の登記をした日
2020年4月10日（予定）

６．その他重要な事項
該当する事項はありません。

以上